

協 定 書

災害時応急用段ボールの供給に関する協定

令和元年 12 月 19 日

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市長

小樽市銭函 4 丁目 157 番地 2

株式会社トーモク札幌工場

上席執行役員工場長

災害時応急用段ボールの供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社トーモク札幌工場（以下「乙」という。）は、石狩市内において地震、風水害その他による甚大な被害を及ぼす災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が災害時応急用段ボール（以下「段ボール」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（生産の要請）

第1条 甲は、災害時において、段ボールを調達する必要があるときは、乙に対しその製造が可能な範囲内で段ボールの供給を要請するものとする。

（段ボールの規格）

第2条 甲が要請する段ボールの規格については、別途定めるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が段ボールの要請をするときは、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話または電子メール等により行うことができるものとし、その場合は要請後すみやかに書面を交付するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、段ボールの供給及び配送等に関し必要な措置を講じるとともに、その結果を甲に通知するものとする。

（段ボールの引渡し）

第5条 段ボールの引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、指定場所に職員を派遣し、乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、引き取るものとする。
- 3 甲は、指定場所への段ボール配送を乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（対価等）

第6条 乙が供給した段ボールの対価及び引渡し場所までの配送に係る費用については、相当額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による対価・費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(支払い)

第7条 前条第1項に係る対価・費用は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に甲が乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(動力用電気の復旧)

第8条 本協定に基づく段ボール生産に必要な動力用電気が断絶した場合、甲は乙を管轄する北海道電力株式会社に対し、防災上重要施設と同様に電気の復旧を依頼するものとする。

(車両の通行等)

第9条 甲は、第1条の要請に基づき乙が物資を配送する際に、「緊急通行車両」として緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(連絡窓口)

第10条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表(別記第1号様式)の通りとする。

(協議解決)

第11条 本協定の解釈に疑義を生じた場合、または定めのない事項については、甲乙信義誠実をもって協議のうえ解決するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲乙いずれからも書面による何ら申し出がない場合には、同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年12月19日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍幸

乙 小樽市銭函4丁目157番地2

株式会社トーモク札幌工場
上席執行役員工場長 井上 光男